



累千勞力動重刊

した清算事業団配属者の雇用確保に関する「勤労千葉申第一二号」及び「勤労総連合申第七・八号」その他に伴う労働条件確立に関する争議。

(2)争議の日時
一九九〇年一月十六日零時以降、本件の完全解決に

三・一八前倒しストラ1
キは、極めて適法・正当な
ものとして行われた。

救済を求める内容は、
一、三月十八日ストに対し
て行つたJR東住田社長

三月三十日、動労千葉と弁護団は、三・一八ストライキへの不当処分策動を断じて許さぬ怒りの決意を込めて、千葉県地方労働委員会に不当労働行為救済申立を行つた。

三・一ハストへの「違法」よばわりを許さない／

三月十六日に、三月十九日
までの期間
③争議行為の場所
J R 東、貨物が東京都内、
千葉県内、茨城県内で經營
する旅客鉄道輸送業務に關
する全職場
からのストライキについて
会社及び警察権力からの不
当な介入、不当労働行為及
びスト破りがあつた場合は
戦術を拡大する。

の談話、三月二〇日読売新聞に掲載された原田総務部長の談話、三月二三日に各新聞に掲載された「お花一玄吉の檄」。務継続中の組合員を争議行為実施前に会社施設から排除するなどして、争議行為の準備を妨害しため、威嚇するなどとしては

ハチ公の格好で個々人 運転士登場で

救済申請立て 地安会員へ

を再三にわたり口頭通告したのである。

そもそも、「違法行為」をくり返しているのは、R当局である。八十件近くにもなろうとする地労委へ

令すら何ら守ろうとする
となく、開き直っているの
である。

不當労働行為の救済申立もあわせて行つた。地労委闘争を武器に、ストライキをも含む闘いをいかなる時でもやりぬける体制を堅持し、全力で闘おう。



3・30 ストー抗議行動・集会と 二五〇名が闘う

注目する。二五〇名の組合員は力の限り、清算事業団JR東本社に怒りの抗議文をたたきつけた。

三・三〇闘争は営業関係検修関係日勤者のストライキではじまつた。十三時以降、つぎつぎとスト対象の幕張・津田沼・木更津・佐倉の各検修、そして駅・売店の仲間、総勢八十五名が突入する。

国労と支援者の隊列がすに抗議を開始していた。さつそく、林事業団支長、顧問弁護団などがつぎと解雇の不当性、処の違法性について、宣伝の一の上から訴える。道行人もおもわずふり返り話

れる。同時に、JR総連革マルに対する弾劾の声がつぎつぎと発せられる。